

大口町商工業振興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町で事業を営む小規模事業者の経営又は技術の改善発達を支援するための指導及び推進を図るため組織された商工会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域商工業の振興と安定に寄与することを目的とする。

(補助の対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された大口町商工会（以下「商工会」という。）とする。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助事業は、4月1日から翌年3月31日までの間に行われるものとする。

(補助額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内で町長が別に定める。

(交付申請)

第5条 商工会が補助金の交付を受けようとするときは、商工業振興事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付し、町長が指示する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、商工業振興事業費補助金交付決定通知書（様式第2）をもって速やかに、商工会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 商工会は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、商工業振興事業費補助金交付取下申請書(様式第3)を町長に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更)

第8条 商工会は、補助金の交付決定通知を受けた後、やむを得ない事情により補助事業の内容変更をするときは、あらかじめ商工業振興事業内容変更承認申請書(様式第4)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の内容変更を承認したときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、商工業振興事業費補助金変更決定通知書(様式第5)により商工会に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 商工会は、補助金の交付決定通知を受けた後、やむを得ない事情により補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ商工業振興事業中止(廃止)承認申請書(様式第6)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

(事業遅延の報告)

第10条 商工会は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、直ちにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した商工業振興事業遅延報告書(様式第7)を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 商工会は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年

度の3月31日のいずれか早い期日までに、商工業振興事業実績報告書（様式第8）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（確定通知）

第12条 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合は、その旨を商工業振興事業費補助金確定通知書（様式第9）により、商工会に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 商工会は、前条の確定通知書を受領したときは、請求書（様式第10）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 前条の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 商工会は、補助金の概算払を受けようとする場合は、請求書（様式第10）を町長に提出しなければならない。

（検査等）

第15条 町長は、商工会に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を求め、又はその状況を実地に検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第16条 町長は、商工会が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金の全部若しくは一部が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(書類等の整備)

第17条 商工会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第18条 商工会は、当該補助金により取得した備品等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 商工会は、前項の備品等のうち取得価格が5万円以上のものを他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書(様式第11)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

(その他必要事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則(平成19年8月1日 大口町告示第87号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年5月30日 大口町告示第53号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第49号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日 大口町告示第23号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象項目	補助対象経費	補助率
経営改善普及事業	商工会が、国及び愛知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に従い補助金等の交付を受けた対象事業に要する経費から特定財源を除いた額	町長が必要と認める経費の50パーセント以内とする。ただし、人件費（俸給及び手当）については100パーセントとする。
総合振興事業	主に商工業の総合的な振興と地域福祉の増進を目的とした事業に要する経費のうち、町長が認める経費から特定財源を除いた額	補助対象経費の50パーセント以内とする。ただし、プレミアム商品券事業費については100%とする。
商業振興事業	主に商業、サービス業の振興を目的とした事業に要する経費のうち、町長が認める経費から特定財源を除いた額	補助対象経費の50パーセント以内とする。
工業振興事業	主に製造業、建設業等工業関連の振興を目的とした事業に要する経費のうち、町長が認める経費から特定財源を除いた額	補助対象経費の50パーセント以内とする。ただし、工業部会活動費については、100パーセントとする。
経営税務対策事業	主に商工業者の経営・税務対策を目的とした事業に要する経費のうち、町長が認める経費から特定財源を除いた額	補助対象経費の50パーセント以内とする。ただし、青色申告会及び法人会の補助金については、100パーセントとする。
労務対策事業	主に商工業者の労務対策を目的とした事業に要する経費のうち、町長が認める経費から特定財源を除いた額	補助対象経費の50パーセント以内とする。
青年・女性対策事業	主に青年部や女性部の事業推進と部の円滑な運営を目的とした事業に要する経費のうち、町長が認める経費から特定財源を除いた額	補助対象経費の50パーセント以内とする。
一般管理事業	商工会活動の目的を達成するために必要な経費及び商工会職員の福利厚生に要する経費のうち、町長が認めた経費	町長が必要と認める経費の50パーセント以内とする。ただし、人件費（俸給及び手当）については100パーセントとする。
その他	町長が必要と認めた事業に要する経費	町長が認める額とする。

* 特定財源とは、国及び県の補助金、会費、参加費並びに各種手数料等をいう。

様式第 1 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

商工業振興事業費補助金交付申請書

年度に実施する商工業振興事業について、補助金の交付を受けたいので、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 職員の設置計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 定款、役員名簿

収 支 予 算 書

収入の部

(単位千円)

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

支出の部

(単位千円)

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

様式第2(第6条関係)

第 号
年 月 日

大口町商工会長 様

大口町長 印

商工業振興事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 大商工発第 号で申請のありました商工業振興事業については、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

1 大口町商工業振興事業費補助金交付要綱を守ること。

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

商工業振興事業費補助金交付取下申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました商工業振興事業については、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり取り下げたいので申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 取下げの理由

様式第4(第8条関係)

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

商工業振興事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました商工業振興事業については、下記のとおり事業内容を変更したいので承認願います。

記

1 変更する理由

2 変更内容

様式第5(第8条関係)

第 号
年 月 日

大口町商工会長 様

大口町長 印

商工業振興事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で事業内容変更承認申請のありました商工業振興事業については、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第8条の規定により承諾したので、下記のとおり変更決定通知します。

記

1 補助金等決定額

区 分	変 更 後	変 更 前
補 助 金 交 付 決 定 額	円	円

様式第6（第9条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

商工業振興事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました商工業振興事業については、下記のとおり中止(廃止)したいので承認願います。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の期間

様式第7(第10条関係)

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

商工業振興事業遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました商工業振興事業については、予定期間内の完了が困難となりましたので、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遅延理由

2 遅延期間

様式第8（第11条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

商工業振興事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました商工業振興事業が完了しましたので、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績及び効果

- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 職員の設置実績報告書
 - (3) 経営改善事業実績報告書
 - (4) 収支決算書

収 支 決 算 書

収入の部

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	精 算 の 基 礎
計			

支出の部

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額			精 算 の 基 礎
		国 県 補 助 金	町 補 助 金	自 己 負 担 金	
計					

様式第9(第12条関係)

第 号
年 月 日

大口町商工会長 様

大口町長 印

商工業振興事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました商工業振興事業については、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第10(第13、14条関係)

請 求 書

金	円
---	---

ただし、 年度商工業振興事業費補助金

上記の金額を交付してください。

年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

補 助 事 業 遂 行 状 況

(単位 円)

総 事業 費 (年間)	補助金 申請額 (年間)	補助金 交付 決定額	概算払 受領済額	今 回 請求額	補助金 返還額

振 込 先

金融機関名	支 店	預金種別	口座番号	口座名義

様式第 1 1 (第 1 8 条関係)

第 号
年 月 日

大口町長 様

大口町商工会長

取得財産の処分承認申請書

このことについて、大口町商工業振興事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、大口町商工業振興事業費補助金交付要綱第 1 8 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由